ＪＡＲＡパラローイング委員会選手選考規定　細則
育成指定選手指定期間の通算基準

ＪＡＲＡパラローイング委員会選手選考規定　２０２５年（令和７年）3月１９日改定
第５条３項（ウ）　記載、育成指定選手の指定期間の通算基準は、育成指定選手制度が開始された２０１９年度以降の各年度について通算する。

附則
２０２５年（令和７年）3月１９日制定、２０２６年（令和８年）４月１日施行

以上